

札幌医科大学附属病院売店・患者アメニティサービスに関する
サウンディングに係る秘密保持契約書

(目的)

第1条 本契約は、札幌医科大学附属病院（以下、「甲」という。）が実施する札幌医科大学附属病院売店・患者アメニティサービスに関するサウンディング調査（以下、「本調査」という。）に関連し、甲が参加事業者（以下、「乙」という。）に提供する秘密情報の取扱いについて定めることを目的とする。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、本調査に関して甲が乙に開示した情報のうち、秘密である旨を明示したもの、又はその性質上秘密として合理的に理解されるものをいう。

2 ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知となっている情報
- (2) 開示後、乙の責によらず公知となっている情報
- (3) 開示前から乙が正当に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 法令又は裁判所その他公的機関の命令により開示を求められた情報

(秘密保持義務)

第3条 乙は、秘密情報を以下のとおり取扱わなければならない。

- (1) 本調査の目的以外に使用しないこと
- (2) 第三者に開示・漏えいしないこと
- (3) 秘密情報の管理にあたり、善良な管理者の注意をもって行うこと
- (4) 秘密情報を知る乙の役職員、構成企業、委託先その他業務上知る必要のある者に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課すこと

(契約期間)

第4条 本契約の有効期間は、締結日から起算して5年間とする。ただし、期間満了後も第2条及び第3条の義務は、秘密情報が公知になるまで存続するものとする。

(秘密情報の返還・廃棄)

第5条 甲が求めた場合、乙は秘密情報を速やかに返還し、又は甲の指示に従い廃棄するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙が本契約に違反し、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(準拠法及び管轄)

第8条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

札幌市中央区南1条西17丁目
甲 北海道公立大学法人札幌医科大学
理事長 山下 敏彦 印

乙
印